

被 処 分 者	認 定 番 号	山口県公安委員会 第 2 5 5 号
	自 動 車 運 転 代 行 業 者 の 名 称 又 は 記 号	下関運転代行
	主たる営業所が所在する市区町村	下関市
処 分 年 月 日		令和 7 年 1 月 2 8 日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		自動車運転代行業の認定申請時における虚偽申請違反が判明したもの。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律違反 (虚偽申請違反) 同法第 4 条 (認定) 同法第 5 条第 1 項第 1 号、第 2 号 (認定手続き)
処分を行った公安委員会		山口県公安委員会